

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、平成27年度税制改正のポイントについて、小嶋税務会計事務所に寄稿いただきました。

平成27年度税制改正 法人税（1）

平成26年12月末に平成27年度税制改正大綱が発表されました。

今回は、税率の引き下げに係る財源をどこから確保するかという観点で改正が行われています。

1. 法人税率の引き下げ

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、税率が以下のように引き下げられます。

	改正前	平成27年度	平成28年度
国の法人税率	25.5%	23.9%	
事業税所得割	7.2%	6.0%	4.8%
実効税率	34.62%	32.11%	31.33%

※中小事業者に適用される国の法人税率の軽減税率（15%）が、平成28年度末まで2年延長されます。

2. 欠損金の繰越控除

大企業の欠損金の繰越控除について、一部のものを除き下記のように見直しが行われます。

	改正前	平成27年度 ～28年度	平成29年度以降
控除限度額	所得金額の80%	所得金額の65%	所得金額の50%
繰越期間	9年		10年

3. 受取配当等の益金不算入制度の見直し

益金不算入の対象となる株式等の区分が改正前の3区分から4区分に変更され、益金不算入の割合、負債利子控除の計算の対象範囲が見直されます。

改正前				平成27年税制改正			
区分	持株割合	不算入割合	負債利子控除	区分	持株割合	不算入割合	負債利子控除
完全子法人	100%	100%	無し	完全子法人	100%	100%	無し
関係法人	25%以上	100%	有り	関連法人	1/3超～ 100%未満	100%	有り
上記以外	25%未満	50%	有り	その他	5%超～ 1/3以下	50%	無し
				非支配目的	5%以下	20%	無し

今回の税制改正の一番大きな目玉は、法人税と事業税の税率を引き下げたことでしょう。代わりとなる財源をどこから確保するかが、ポイントとなります。

（小嶋税務会計事務所）